

# フェイスシート

サービス種別

地域密着型介護老人福祉施設入所者  
生活介護（ユニット型）

記入日 平成 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名

代表者職名・氏名

事業所番号				
フリガナ				
事業所名				
住 所	(〒      -      )			
連絡先	電話		F A X	
	メールアドレス			
開設年月日	昭和・平成      年      月      日			
指定年月日	平成      年      月      日			
管理者	職名		氏名	
記載担当者	職名		氏名	

# 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(ユニット型)

## 根拠条文略称

- ①法・・・・・・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）
- ②則・・・・・・介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚令第36号）
- ③運営基準・・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
（平成18年3月14日厚労令第34号）
- ④介護条例・・八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例（平成24年12月25日条例第40号）

点検した結果を記載して下さい。							
点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
				適	不適	非該当	
<b>I 人員基準</b>							
従業者の員数	(1) 医師は入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数が配置されていますか。 ※サテライト型の場合、本体施設の医師により入居者の健康管理が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。	介護条例第151条	運営基準第131条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 生活相談員は常勤で1以上配置されていますか。 ※サテライト型の場合は常勤換算方法で1以上  ※サテライト型の場合、本体施設が下記の表に該当し、表中の職員により入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 介護職員又は看護師もしくは准看護師（以下「看護職員」という。）は以下の基準を満たしていますか。  ①介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入居者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 入居者 ( ) 人 ÷ 3 = [ ] ≤ [ ] 人 OK or NG ※入居者の数は前年度の平均値  ②看護職員は常勤で1以上配置されていますか。 ※サテライト型の場合は常勤換算方法で1以上  ③介護職員のうち1以上は常勤となっていますか。  ④介護職員は常時1名以上介護に従事していますか。 ※非常勤の介護職員でも差支えない。	介護条例第159条	運営基準第139条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 栄養士は1以上配置されていますか。 ※サテライト型の場合、本体施設が下記の表に該当し、表中の職員により入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 機能訓練指導員は、訓練を行なう能力を有する者が1以上確保されていますか。（兼務可） ※サテライト型の場合、本体施設が下記の表に該当し、表中の職員により入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)								
				適	不適	非該当									
	<p>(6) 介護支援専門員は常勤、専従で1以上配置されていますか。 ※入居者の処遇に支障がない場合は、当該施設で他の業務に従事することができる。</p> <p>※指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合、併設事業所の介護支援専門員により入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。 ※サテライト型の場合、本体施設が下記の表に該当し、表中の職員により入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">本体施設</th> <th style="width: 50%;">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定介護老人福祉施設</td> <td>栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>支援相談員、栄養士、理学療法士もしくは作業療法士、介護支援専門員</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>栄養士（病床数100以上に限る）、介護支援専門員（指定介護療養型医療施設に限る）</td> </tr> </tbody> </table>	本体施設	職員	指定介護老人福祉施設	栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員	介護老人保健施設	支援相談員、栄養士、理学療法士もしくは作業療法士、介護支援専門員	病院	栄養士（病床数100以上に限る）、介護支援専門員（指定介護療養型医療施設に限る）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
本体施設	職員														
指定介護老人福祉施設	栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員														
介護老人保健施設	支援相談員、栄養士、理学療法士もしくは作業療法士、介護支援専門員														
病院	栄養士（病床数100以上に限る）、介護支援専門員（指定介護療養型医療施設に限る）														
	<p>(7) 従業者は当該介護老人福祉施設の専従となっていますか。 ※（非ユニット型と併設の場合を除き）入居者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>※指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されており、当該施設及び当該併設施設が人員基準を満たしている場合は、当該施設の従業者は当該併設施設の職務に従事することができる。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>										
勤務体制の確保等	<p>継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の職員配置を行っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間はユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置している</li> <li>・夜間は2ユニットごとに1名以上の介護職員又は看護職員を配夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置している</li> <li>・ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置している</li> </ul> <p>※ユニットリーダーについて 当面はユニットケアリーダー研修を受講した従業者（研修受講者）を各施設に2名以上配置する（2ユニット以下の施設の場合は1名でよい）ほか、研修受講者が配置されていないユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ従業者を決めることで足りるとする。</p>	介護条例第187条	運営基準第167条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>										
<p>(注) 事業所にある既存の「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。 なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間、②事業所で定める夜間及び深夜の時間帯、③常勤・非常勤の別、④兼務職員について兼務している職種ごとの勤務時間</p> <p>※ 「夜間及び深夜の時間帯」とは、それぞれの事業所ごとに、入居者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定する時間帯です。労基法で割増賃金の対象となる深夜労働時間や、事業所の夜勤者が勤務する時間ではありません。</p>															

点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
				適	不適	非該当	
<b>II 設備基準</b>							
設備	居室は次の基準を満たしていますか。 ・一の居室の定員が1人となっている ※夫婦で利用するなど、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接している ・1ユニットの定員はおおむね10人以下である (1) 居室の床面積が次のいずれかを満たしている ・ユニット型個室 (入居者一人当たりの床面積が10.65㎡以上) ※二人定員の居室は21.3㎡以上とする ・ユニット型準個室 (入居者一人当たりの床面積が10.65㎡以上でユニットに属さない居室を改修したもの) ・プザー又はこれに変わる設備が設けられている	介護条例 第180条	運営基準 第160条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	共同生活室は次の基準を満たしていますか。 ・いずれかのユニットに属している ・当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状をしている (2) 床面積はユニットの入居定員×2㎡以上となっている ・食事や談話に適したテーブル、椅子などの必要な設備及び備品を備えている ・車椅子が支障なく通行できる形状が確保されている ・家事を行うことができる簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	洗面設備は次の基準を満たしていますか。 (3) 居室ごとまたは共同生活室ごとに適当数設けられている ・要介護者が使用するのに適したものとなっている			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	便所は次の基準を満たしていますか。 (4) 居室ごとまたは共同生活室ごとに適当数設けられている ・プザー又はこれに変わる設備が設けられている ・要介護者が使用するのに適したものとなっている			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 浴室は要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(6) 医務室は入居者を診療するために必要な医薬品及び医薬機器が備えられていますか。 また必要に応じて臨床検査設備が設けられていますか。 ※本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型の場合は医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品、医薬機器及び必要に応じて臨床検査設備が設けられていれば足りるものとする。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(7) 廊下幅は1.5m以上となっていますか。 また、中廊下の幅は1.8m以上となっていますか。 ※廊下の一部を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときはこれによらないことができる。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(8) 消防用設備及び必要な備品を整備し、点検がされていますか。 ・消火器(全施設) ・自動火災報知設備(全施設) ・消防機関へ通報する火災報知設備(全施設) ・避難口誘導灯、通路誘導灯、誘導標識(全施設) ・スプリンクラー設備(延べ面積275㎡以上の施設) ・屋内消火栓設備(基準:700㎡の延べ面積を有する場合) ・非常警報器具(基準:収容人員20人以上50人未満) ・避難器具(基準:2階以上の階で収容人員20人以上) ・非常ベル、自動式サイレン又は放送設備(基準:収容人員50人以上)	消防法施行令 (別表1 六(ロ) に該当)	消防法施行令 (別表1 六(ロ) に該当)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
定員の遵守	入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。 ※ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	介護条例 第188条	運営基準 第168条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
				適	不適	非該当	
<b>Ⅲ 運営基準</b>							
内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、次の事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、書面で利用申込者の同意を得ていますか。 □重要事項に関する規程の概要 ・施設の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・入居定員 ・ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ・指定地域密着型生活介護老人福祉施設入所者生活介護の内容 及び利用料その他の費用の額 ・施設の利用に当たっての留意事項 ・非常災害対策 ・その他施設の運営に関する重要事項 □介護従事者の勤務の体制 □事故発生時の対応 □苦情処理の体制等	介護条例第189条(第9条準用)	運営基準第169条(第3条の7準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※正当な理由当該事業所の現員からは利用申込みに応じ切れない場合その他利用申込者に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合	介護条例第189条(第10条準用)	運営基準第169条(第3条の8準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
サービス提供困難時の対応	入居申込者が入院治療を必要とする場合等、自らが適切なサービスを提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。	介護条例第189条(第153条準用)	運営基準第169条(第133条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合、被保険者証により入居者の被保険者資格、要介護、要支援認定の有無及び有効期間を確認していますか。	介護条例第189条(第12条準用)	運営基準第169条(第3条の10準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 被保険者証に認定審査会の意見書が記載されている時は、その意見に配慮したサービスの提供に努めていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護、要支援認定を受けていない時は、認定申請が速やかに行われるよう必要な援助を行っていますか。	介護条例第189条(第13条準用)	運営基準第169条(第3条の11準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 必要に応じ、有効期間が終了する30日前までには更新申請が行われるように援助を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
入退居	(1) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対しサービスを提供していますか。	介護条例第189条(第154条準用)	運営基準第169条(第134条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) ①入居を待っている申込者がいる場合、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、介護を受ける必要が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めていますか。 ②優先的な入居の取扱いについて、透明性及び公平性が認められる取扱いとなっていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) ①入居申込者の入居に際して、計画担当介護支援専門員は指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていますか。 ②入居者の家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での生活並行する必要性があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行っていますか。	介護条例第189条(第154条、第167条準用) 介護条例第189条(第154条準用)	運営基準第169条(第134条、第147条準用) 運営基準第169条(第134条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) ①計画担当介護支援専門員は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討していますか。 また、検討に当たって、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議していますか。 ②計画担当介護支援専門員は、居宅において日常生活を営むことができると認められた入居者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行っていますか。	介護条例第189条(第154条、第167条準用)	運営基準第169条(第134条、第147条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
				適	不適	非 該 当	
	(5) 退居の際、計画担当介護支援専門員は、次のことに努めていますか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定居宅介護支援事業者への情報提供</li> <li>・次の者との密接な連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療サービス又は福祉サービスを提供するもの</li> <li>・主治の医師</li> <li>・居宅介護支援事業者</li> <li>・市町村</li> </ul> </li> </ul>	介護条例 第189条 (第154 条、第167 条準用)	運営基準 第169条 (第134 条、第147 条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供の記録	(1) ①入居年月日並びに入居施設の種類及び名称を入居者の被保険者証に記載していますか。  ②退居の年月日を入居者の被保険者証に記載していますか。	介護条例 第189条 (第155条 準用)	運営基準 第169条 (第135条 準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供日</li> <li>・具体的なサービスの内容</li> <li>・入居者の心身の状況</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その入居者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者へ支払われた額を控除して得た額の支払いを受けていますか。	介護条例 第181条	運営基準 第161条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料と、サービス費用運営基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 上記の利用料のほかには、下記の費用以外の支払を受けていませんか。  ①食事の提供に要する費用 ②居住に要する費用 ③おむつ代  ④特別な居室の提供を行なったことに伴い必要となる費用 ※費用の支払を受ける場合、次の基準を満たしていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員が一人又は二人である</li> <li>・定員の合計数が施設定員の半数を超えない</li> <li>・入居者一人当たりの床面積が10.65㎡以上</li> <li>・施設、設備等が、費用の支払を受けるのにふさわしいものである</li> <li>・入居者の選択に基づく提供であり、サービス提供上の必要性から行なわれるものではない</li> <li>・必要となる費用の額が運営規程に定められている</li> <li>・追加的費用であることを入居者又はその家族に明確に説明した上で契約を締結している</li> </ul> ⑤特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用 ※費用の支払を受ける場合、次の基準を満たしていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の食費では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、通常の額を超えて支払を受けるのにふさわしいものである</li> <li>・医師との連携の下に、管理栄養士又は栄養士による入居者ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われている</li> <li>・食堂、食器等の食事の提供を行なう環境の衛生管理がなされている</li> <li>・特別な食事の提供により、それ以外の食事の質を損なわない</li> <li>・支払を受ける額が通常の食費との差額となっている</li> <li>・あらかじめ入居者又はその家族に対し十分な情報提供を行い、入居者等の自由な選択と同意に基づき、特定の日に予め特別な食事を選択できるようにすることとしている</li> <li>・事業所等の見やすい場所に、次の事項の掲示を行っている <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日又は予め定められた日に、予め希望した入居者に対して、入居者が選定する特別な食事の提供を行えること</li> <li>・特別な食事の内容及び料金</li> </ul> </li> <li>・追加的費用であることを入居者又はその家族に明確に説明した上で契約を締結している</li> </ul> ⑥理美容代  ⑦上記のほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められる費用			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
				適	不適	非該当	
	(3)の費用について (4) ・あらかじめ、入居者又はその家族に対しその内容及び費用について文書を交付して説明を行っていますか ・入居者の同意を得ていますか			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合、サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付していますか。	介護条例第189条(第22条準用)	運営基準第169条(第3条の20準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	(1) サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行なわれていますか。	介護条例第182条	運営基準第162条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 入居者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービス計画の目標や内容、行事及び日課等を含めたサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(6) 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていますか。 ※介護保険指定基準上、入居者の身体拘束が認められるのは『切迫性』『非代替性』『一時性』の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。  やむを得ず身体拘束等を行っている場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	介護条例第182条第167条	運営基準第162条第147条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 自己評価を少なくとも年1回は行っていますか。	H18老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知	H18老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(8) 外部評価を少なくとも年1回は受けていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(9) 自己評価・外部評価の結果について、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記載した文書に添付の上、説明していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(10) 自己評価・外部評価の結果について、事業所やホームページ上への掲示などの方法により、広く開示していますか。また、入居者及び入居者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
入居者に関する市町村への通知	入居者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞無く、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ・正当な理由なしに、サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	介護条例第189条(第28条準用)	運営基準第169条(第3条の26準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
地域密着型サービス計画の作成	(1) 管理者は、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成を担当させていますか。	介護条例第189条(第158条準用)	運営基準第169条(第138条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 計画担当介護支援専門員は、入居者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外(当該地域の住民による入居者の話し相手や会食などの自発的な活動によるサービス等)の利用も含めてサービス計画上に位置付け、総合的な計画となるよう努めていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) ①計画担当介護支援専門員は、サービス計画作成に当たってアセスメントを行っていますか。  ②アセスメントに当たって、次の項目を満たしていますか。 ・手法として合理的と認められる適切な手法を用いている ・入居者及びその家族に面接している ・面接の際、面接の主旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ている			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		



点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
				適	不適	非該当	
	サービス計画の原案の作成に当たって、次の項目を満たしていますか。 ・入居者の希望及びアセスメントの結果に基づいている ・入居者の家族の希望を勘案している ・次の内容が記載されている ・入居者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・サービスの目標及びその達成時期 ・サービスの内容 ・サービスを提供する上での留意事項等 ・施設サービス計画書第1表及び第2表に相当するものである			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、具体的なサービスの内容として何ができるかなど、担当者から専門的な見地からの意見を求めていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(6) 介護計画の作成に当たって、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書による同意を得ていますか。また、作成した計画を入居者に交付していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(7) ①計画作成後、モニタリングを行い、必要に応じてサービス計画の変更を行っていますか。  ②モニタリングに当たって次の項目を満たしていますか。 ・入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に 行っている ・定期的に入居者に面接している ・定期的にモニタリングの結果を記録している			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(8) 下記に該当する場合、サービス担当者会議の開催や担当者に対する照会等により、サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めていますか。 ・入居者が要介護更新認定を受けた場合 ・入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
介護	(1) 各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行なわれていますか。	介護条例 第183条	運営基準 第163条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割りを持って行うよう適切に支援していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 入居者が体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供していますか。 ※一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けること。 ※やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) ①心身の状況や排せつ状況をもとに、適切な方法によりトイレ誘導や排せつ介助等を実施し、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。  ②おむつを使用せざるを得ない場合、心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換はただ頻繁に行うのではなく、排せつ状況を踏まえて適切に実施していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、発生を予防するための体制を整備していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) (1)～(5)のほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
				適	不適	非該当	
食事	(1) 食事の提供について次の項目を満たしていますか。 ・入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供している ・心身の状況に応じて、できる限り自立して自分のペースで食事を採ることができるよう十分な時間を確保している ・入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者ができる限り離床して共同生活室で食事を取ることを支援している	介護条例 第184条	運営基準 第164条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 食事の内容について次の項目を満たしていますか。 ・栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮している ・嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入居者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡を十分取っている ・食事内容について、医師または栄養士を含む会議において検討が加えられている			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) ①あらかじめ作成された献立に従って調理されていますか。 ②その実施状況が明らかになっていますか。 ③病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受けていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行なっていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 業務委託を行う場合、栄養管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得る体制及び契約内容となっており、食事サービスの質が確保されていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 入居者に対し適切な栄養食事相談を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
相談及び援助	常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じていますか。	介護条例 第189条 (第161条 準用)	運営基準 第169条 (第141条 準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
社会生活上の 便宜の提供等	(1) 入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援していますか。	介護条例 第185条	運営基準 第165条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等(郵便、証明書等の交付申請等)を入居者又はその家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代行していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 入居者と家族の面会の場所や時間等について、入居者やその家族の利便に配慮したものとすよう努めていますか。 また、居室が家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊できるよう配慮していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、多様な外出の機会を確保するよう努めていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
機能訓練	入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行っていますか。	介護条例 第189条 (第163条 準用)	運営基準 第169条 (第143条 準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
健康管理	医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っていますか。	介護条例 第189条 (第164条 準用)	運営基準 第169条 (第144条 準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
入居者の入院期間中の 取り扱い	①入居者が病院又は診療所に入院をする必要が生じ、三か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び家族の希望等を勘案し、その者及び家族の同意を得たの上での入退院の手続等、必要に応じた適切な便宜を供与していますか。	介護条例 第189条 (第165条 準用)	運営基準 第169条 (第145条 準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにしていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
				適	不適	非該当	
管理者による管理	<p>管理者は専従かつ常勤の者となっていますか。</p> <p>※ただし、次の項目に該当し、かつ管理上支障がない場合は兼務することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一施設の従業者との兼務</li> <li>・同一敷地内の他の事業所、施設等の管理者または従業者との兼務</li> <li>・(サテライト型の場合) 本体施設の管理者または従業者との兼務</li> </ul> <p>(本体施設が病院又は診療所の場合、管理者の兼務は不可)</p>	介護条例第189条 (第166条準用)	運営基準第169条 (第146条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管理者の責務	(1) 管理者は、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	介護条例第189条 (第72条準用)	運営基準第169条 (第53条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 管理者は、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
運営規定	<p>次に掲げる内容について定めていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的及び運営の方針</li> <li>・従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>・入居定員</li> <li>・ユニットの数及びユニットごとの入居定員</li> <li>・指定地域密着型生活介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>・施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・その他施設の運営に関する重要事項</li> </ul>	介護条例第186条	運営基準第166条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画を立てて、 <u>事業所内の見やすい場所に掲示</u> していますか。 ・消防法施行規則第3条に規定する消防計画 ・風水害、地震等の災害に対処するための計画	介護条例第189条 (第76条準用)	運営基準第169条 (第57条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) (職員+入居者が30人以上の施設) 防火管理者を置き、消防計画の策定及び消防業務の実施を行わせていますか。 (職員+入居者が30人未満の施設) 防火管理の責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業者へ周知していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) <u>必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めていますか</u>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
勤務体制の確保等	<p>入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p>(1) ①月ごとに勤務表を作成していますか ②次の内容について明確になっていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の日々の勤務時間</li> <li>・常勤・非常勤の別</li> <li>・看護職員及び介護職員等の配置</li> <li>・管理者との兼務関係</li> </ul>	介護条例第169条	運営基準第149条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 当該施設の職員によってサービスが提供されていますか。 ※ただし、調理業務、洗濯等の入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	介護条例第189条 (第34条準用)	運営基準第169条 (第3条の32準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	介護条例第189条 (第173条準用)	運営基準第169条 (第153条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 従業者であった者が、職務上知りえた入居者又はその家族の情報を正当な理由なく漏さないよう必要な措置を講じていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 指定居宅介護支援事業者等に入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書で入居者の同意を得ていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
				適	不適	非該当	
広告	広告の内容は虚偽又は誇大なものになっていませんか。	介護条例 第189条 (第36条 準用)	運営基準 第169条 (第3条の 34準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
地域との連携等	(1) 入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスに知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。	介護条例 第189条 (第105条 準用)	運営基準 第169条 (第85条 準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 運営推進会議の内容(報告、評価、要望、助言等)について記録を作成し、当該記録を公表していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 地域住民又はその自発的な活動(ボランティア団体)等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
衛生管理等	(1) ①入居者の使用する施設その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。  ②調理及び配膳に伴う衛生を、食品衛生法等関係法規に準じて行っていますか。 また、使用する食器等の消毒が適正に行われていますか。	介護条例 第189条 (第171条 準用)	運営基準 第169条 (第151条 準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 感染症が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じていますか。 ・感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催し、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る ・感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する ・介護職員及びその従業者に対し、感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施する ・「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(H18.3.31厚労省告示)に沿った対応を行う			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等について、関係通知に基づき適切な措置を講じていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	協力病院等	(1) 入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めていますか。	介護条例 第189条 (第172条 準用)	運営基準 第169条 (第152条 準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めていますか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該共同施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	介護条例 第189条 (第174条 準用)	運営基準 第169条 (第154条 準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
				適	不適	非該当	
苦情処理	(1) 入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じていますか。 ・相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにしている。 ・利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に、苦情に対する対応の内容について記載している。 ・苦情に対する対応の内容について事業所に掲示している。	介護条例第189条(第38条準用)	運営基準第169条(第3条の36準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 苦情を受け付けた場合に、計画担当介護支援専門員が受付日及びその内容を記録していますか。 また、苦情の内容を踏まえ、サービスの向上に向けた取り組みを自ら行っていますか。	介護条例第189条(第38条準用)第167条	運営基準第169条(第3条の36準用)第147条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 苦情に関して市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行っていますか。 また、市町村からの求めがあった場合にはその改善内容を報告していますか。	介護条例第189条(第38条準用)	運営基準第169条(第3条の36準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行っていますか。 また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合にはその改善内容を報告していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めていますか。	介護条例第189条(第105条準用)	運営基準第169条(第85条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
事故発生の防止及び発生時の対応	(1) ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等及び次の項目が盛り込まれた、事故防止のための指針を整備していますか。 ・施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ・介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ・介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した介護事故等の報告方法等、介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ・介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ・入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針  ②事故が発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事態が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制が整備されていますか。  ③事故発生の防止のための委員会を設置し、定期的を開催していますか。  ④従業者に対する研修を定期的に行っていますか。	介護条例第189条(第175条準用)	運営基準第169条(第155条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) (2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、その記録を5年間保管していますか。	介護条例第189条(第175条、第167条準用)	運営基準第169条(第155条、第147条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	(1) 他の事業所と経理を区分していますか。	介護条例第189条(第41条準用)	運営基準第169条(第3条の39準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 他の事業と会計を区分していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文 (条例)	根拠条文 (省令)	点検結果			「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
				適	不適	非 該 当	
記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してありますか。	介護条例 第189条 (第176条 準用)	運営基準 第169条 (第156条 準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 入居者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存してありますか。 ・地域密着型施設サービス計画 ・具体的なサービスの内容等の記録 ・身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・入居者に関する市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ・従業者に関する記録のうち、従業者の勤務体制についての記録 ・会計に関する記録のうち、介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出した記録			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<b>IV 変更の届出等</b>							
変更の届出等	次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届けていますか。 ① 施設の名称及び開設の場所 ② 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ (本体施設がある場合) 本体施設の概要並びに施設と本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間 ⑤ (併設する施設がある場合) 併設する施設の概要 ⑥ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑦ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑧ 運営規程 ⑨ 協力病院名(歯科含む)及び診療科名並びに契約内容 ⑩ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑪ 役員の氏名、生年月日及び住所 ⑫ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 (定員の増加に伴うもの) ○ 事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類(管理者の変更又は役員の変更に伴うもの) ○ 誓約書	法第78条 の5 則第131条 の13	法第78条 の5 則第131条 の13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	